I 協働推進の基本的な考え方

本市においては、生涯学習によるまちづくりの成果と広がりをみせる市民活動や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりへの新たな一歩を踏み出しました。

また、この指針を実行につなげていくため、平成22年3月、「支えあい あなたと築くまちづくりプラン 亀岡市まちづくり協働推進実施計画」、平成27年3月「第2次亀岡市まちづくり協働推進計画」を策定し、具体的な行動目標を掲げ、市民協働の推進を図ってきました。

本実施計画では、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を基本に、「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の成果、課題を踏まえ、更なる協働推進を図るための具体的施策を示すものです。

なお、協働の考え方について、「亀岡市まちづくり協働推進指針」は次のように述べており、この 実施計画おいても同様に定義します。

<協働の考え方>

- ・協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、 対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- ・目指すまちづくりのビジョンは、市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰も が愛着心を持てるまちづくり

<実施計画の期間>

この計画期間は、平成27令和2年度から、平成31令和6年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化および市民協働の進展等に応じて、柔軟に見直しを行うものとします。

また、本実施計画は、第4次亀岡市総合計画~夢ビジョン~、その他関連する計画との整合を図ります。

1 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果

「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」では、特に市民活動の基盤強化に重点を置いた取り組みを進めてきました。市民活動を支える資金確保の手段として「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」制度の創設及び改善、市民活動を支える拠点施設である「かめおか市民活動推進センター」の機能充実、協働を進めるための「かめおか協働ルール」の作成や、市職員の協働に関する意識向上を図るための「職員用協働チェックリスト」の作成、市民レベルの基金の創設とその運用などが成果としてあげられます。

一方、ルールや制度の整備が進むなかで、そのルールや制度に基づく協働の活動が活発に行われるまでには至っておらず、協働がまだ十分に浸透しているとはいえません。

これは、協働の主体となる市民、行政の双方において、まだ「協働」についての理解や必要性が 十分に浸透していないことが大きな要因と考えられます。行政においては、「協働」という言葉が独 り歩きをしており、市民の理解も協働のまちづくりがは一部の市民や団体では、活発に展開されて きていますが、理解も活動も広く展開されたり、るまででには至っていません。 もしくは共有され る段階には至っていません。また、何のためのまちづくりか、どのようなまちを目指すのか、そし て、そもそもなぜまちづくりということについて意識的にならなければいけないのかということに ついて、行政・市民等の別なく一人一人が考えた上で行動していくことが不可欠です。

<取り組みの経過>

亀岡市まちづくり協働推進指針(平成20年3月)

(指針実現のための実行計画)

亀岡市まちづくり協働推進実施計画(平成22年3月)、第2次計画(平成27年3月)

【テーマ】市民活動の基盤強化

【主な取り組み】

- ・亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 →市民・市民活動と行政の協働連携事業
- ・かめおか市民活動推進センター機能充実
- ・市民レベルの寄付制度創設と運用
- ・ かめおか協働ルール
- 市民団体の活動紹介紙作成
- ・職員用協働チェックリスト
- ●協働のルールや制度は整備されてきたが、市民・職員のまちづくりや協働の目的に対する 理解や意識はまだ不十分

2 本実施計画(第23次実施計画)における課題

(1) 市民と行政の変化への対応

我が国は本格的な人口減少局面に入り、急激な少子高齢化の進展とも相まって、地方を取り巻く 状況は厳しさを増しています。亀岡市の、高齢者人口の割合は約28%(平成30年時点)で、毎 年増加し続けており、これまでは国全体の割合を下回っていましたが、現在はほぼ同率となってい ます。人口が減り続ける中、今後亀岡市の抱える課題の内容や意味も、大きく変化することが想定 されます。

また、全国的な人口の都市部への集中が顕著になっており、若者を対象とした移住施策が広がっている中で、亀岡市においても移住・定住促進を行っています。同時に、共働きが当たり前である情勢も相まって、子育て世代に関する課題も増加してきており、今後もこの傾向は続くことが予想されています。

このように、今後数年のうちに主に福祉分野を中心とした課題に現状以上の対応が求められることは必須です。

しかしながら、これまで公的サービスの多くを担ってきた行政も行財政改革に伴う財政・組織縮小の影響もあり、これまでと同じような公共サービスの展開は困難な状況となっています。

住民自治の中核を担ってきた自治会においても、住民の価値観の多様化、高齢化等により運営自体が困難な状況も見受けられるようになってきており、自治会活動に対する理解促進に関心のある人材の発掘、活用やNPO等とのと自治会とNPO等民間団体を含めた相互理解促進と連携などについての新たな意味の創出検討も必要となってきています。

また、こうした現実を市民や行政がお互いに受け止め、共に考えていく基礎となる情報共有やコミュニケーションの場づくりのための機会も必要です。

(2) 市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化

前段の実情を踏まえると、市民が自分たちで「私たちの住むまちをどうしていくのか」を考え、その上で一人一人が主体的に取り組むことでんでいく意識をどのように高めていくかが重要です。 言い換えれば、市民が公共サービスの消費者から、参加・参画する供給者に代わることが求められています。大切です。自らが暮らすまちのあり方について考え、将来に対するイメージを持ちつつ、またそれらについて行政を含めた多様な主体間で話し合い、共有し続けることが不可欠になります求められています。

(3) 市民活動支援のための協働から<mark>将来像をふまえた、</mark>まちの課題解決のための協働へ

これから20年後、30年後の亀岡市を考えるうえでは、協働の持つ意味をどう捉えるかがポイントとなります。これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働からさらに歩みを進め、身の回りで発生している問題を課題ととらえて、発信、共有、課題解決のまちの質を高めるための協働という議論が必要とされています。

市民と行政の連携も、行政が担ってきた公共サービスをただ市民に返すということではなく、今、

亀岡市内のそれぞれの地域で実際に生じている事象や住民の声を捉えて、的確に課題として認識し、解決に結びつくように様々な立場の人や組織が持ちうるリソース(資源)を得意なことを持ち寄り地域が抱える課題を解決するって行動していくということが、どのようなまちの将来像を考える場合でも欠かせない取り組みになってきます。

そのためには、課題となりうる地域の現状を掘り起こして行動していくための仕組みや協働のあり方を検討し、それに基づいた基盤(プラットフォーム)づくりを改めて考えていくことで広く開かれた体制を築いていかなければいけません。

(4) 個々の取り組みから、より効果と価値を高め、広げる課題解決のための協働へ

課題解決のための個々の取り組みの効果には限界があります。そのため、個々の主体や取り組みが協力し合って、より大きな力を発揮するものにしていく必要があります。

ただ、個々の団体や取組は目の前の課題への対応に追われていることが多く、どんな連携や仕組みがより大きな効果やメリットを生み出すのかといったことやその手法については、具体的に示すことが重要です。中間支援組織が具体性をもって提案していくことが求められています。

3 本実施計画 (第23次実施計画) のテーマ

(1) 課題解決の成果が得られる協働を支援する

(1) 主体性をもって自らのまちの将来像を探り、協働を手段として動き出す

実施に向けての課題を受けて、本実施計画では、既存市民活動に対する支援から、協働が市民生活や安全安心の質を高める段階への転換を図ることにを維持しつつも、市民一人ひとりが主体的にまちの現時点の課題を認識し、また、将来像を考え、その解決と実現に向けた活動を様々な立場の人々が支えあいながら進めていけるような体制づくりに重点的に取り組みます。

具体的には、個々に現在の亀岡のまちについて語り、将来の像について考え、また、他者や他団体がもつそれとすり合わせて、共有することで、また、時々に見直していくことで、そこから出てくる課題解決に向けた市民が主体となる暮らしやすいまちづくりを進めていきます。そのなかで、亀岡市は地域課題解決に向けて成果が見える取り組みを支援します。

言い換えれば、NPO(非営利組織)や市民活動団体の数的拡大や活動を支援する段階から、していく段階へ進む時期にきています。

(2) 協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

亀岡市の、まちづくりを協働で行うことを前提に、行政改革・地域改革今後社会状況の変化とと もに発生する課題を解決するためにとしてまずは市民の声をすくいあげ、一人一人の積極的参加を 促すとともに可能にする仕組みを構築する時期が来ています。

そのため、これまでの「団体支援」「活動支援」を前進させ、協働をまちの改課題解決の手段として、一部のものではなく、全市的な取り組みに発展させます。

また、こうした取り組みを進めていくために、市民の生活実感から出てくる課題を的確に把握し、 協働による取り組みが展開できるよう、行政を含めた各組織や個々人が情報を共有し、意見交換が できる場や機会作り地域の活発な活動の更なる活性化を図りますを進めます。

(3)活動の充実と成果を求め繋がりの拡大を進める

個々の活動を進めていく中で団体運営や活動充実に向けた支援が必要になります。そのため、中間支援のあり方や機能を社会情勢に応じて見直しながら、柔軟性をもって相談業務や団体に必要な支援に取り組むとともに、課題を拾いあげるための機会作りから活動の立ち上げ、レベルアップを目指す団体まで各段階に応じて、中間支援団体と行政がそれぞれの特性を生かした適切な支援を行えるように図っていきます。

また、既存地縁組織とNPO等、民間事業者間の一定の協力・連携も欠かせず、地域ごとの特性 も踏まえ、手法について検討して進めていきます。

地域課題解決に向けて各利害関係者が繋がることで、課題に対して成果が見える取り組みを支援していきます。